

5. 選挙執行通知（はがき）について

9月22日前後に届くように発送します。

選挙執行通知（はがき）は、選挙の投票日当日（10月1日）、本人が投票所にお持ちください。

ただし、立候補者数が定数を超えない場合には、選挙を行わない旨をお知らせいたします。

6. 開票について

即日開票します。10月1日午後5時頃、開票結果を佐野六木土地区画整理地区事務所に掲示する予定です。

7. 審議会の役割について

施行者は、事業を進めるうえで審議会から一般的な意見を得る他、地区内の宅地や借地権等に係わる事項を定めようとする場合は、審議会の意見を聞いたり、同意を得たりしなければならないことになっています。

審議会の「意見を聞かなければならない」主な事項は、次のとおりです。

縦覧に供する換地計画の作成またはその変更

換地計画の縦覧によって提出された意見書の内容審査

佐野六木 土地区画整理事業

平成29年7月25日
おしらせ No.92
発行 足立区
編集 都市建設部市街地整備室
区画整理課
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1
TEL 03-3880-5925
FAX 03-3880-5615
E-mail kukaku@city.adachi.tokyo.jp

佐野六木土地区画整理審議会委員選挙特集号（その2）

選挙人名簿縦覧期間	平成29年7月31日（月）から平成29年8月13日（日）
縦覧場所・時間	佐野六木土地区画整理地区事務所 （土、日曜、祝日も含む、午前10時から午後4時まで）
立候補届出期間	平成29年9月1日（金）から平成29年9月11日（月）
受付場所・時間	足立区役所都市建設部市街地整備室区画整理課 （平日のみ、午前9時から午後5時まで） 佐野六木土地区画整理地区事務所 （木曜日の開所日及び土・日曜日、午前10時から午後4時まで）
投票日	平成29年10月1日（日）
投票場所・時間	佐野六木土地区画整理地区事務所 （投票時間は午前9時から午後4時まで）

平成29年6月27日に選挙期日の公告を行いました。今後、佐野六木土地区画整理審議会委員の選挙は上記の日程で行います。

前回6月27日発行の「おしらせ 91号」で、審議会委員選挙のあらましについてお知らせしましたが、今回は**選挙権・被選挙権**を中心にご説明します。

なお、以下に述べる**宅地の所有者又は借地権者**とは、**選挙人名簿作成基準日（7月17日）**の時点において、土地登記簿に**所有者、借地権者**として登記されている方及び**施行者（足立区）**に**借地権申告**されている方です。

選挙人名簿作成基準日後に土地登記簿に登記又は借地権申告された場合は、今回の土地区画整理審議会委員の選挙権・被選挙権の資格はありません。

選挙される委員の数について

佐野六木土地区画整理審議会は、学識経験者から選任される2名の委員を加えて10名の委員により構成されます。

お問合せ先 都市建設部市街地整備室
区画整理課推進係
電話 03-3880-5925

佐野六木土地区画整理事務所所在地
足立区六木 2-2-11
電話 03-3628-6591

選挙人名簿が確定（9月1日）すると、宅地所有者と借地権者の割合によってそれぞれ選挙される委員の数が決まりますが、現在のところ次のように想定されます。

宅地所有者から選挙される委員数	7名
借地権者から選挙される委員数	1名

1. 選挙権について

宅地所有者・借地権者それぞれ別の選挙となります。両方資格のある方は、それぞれに一箇の選挙権があります。

公職選挙法の選挙（衆議院選挙等）との相違点は次のとおりです。

- （1）18歳未満の方にも選挙権があります。
- （2）国籍を問わず選挙権があります。
- （3）法人も選挙権があります。
- （4）成年被後見人も選挙権があります。
- （5）不在者投票の制度はありません。
- （6）選挙の投票時間は、午前9時～午後4時までです。

2. 被選挙権について

宅地所有者・借地権者について別の選挙となります。

ただし、両方資格がある場合は、被選挙権の行使はどちらか一方になります。

被選挙権がない方

- （1）未成年者
- （2）成年被後見人または被保佐人
- （3）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

宅地を共有している場合

宅地の共有者が権利を行使するときは、その代表者1人を選任して施行者（足立区）に氏名・住所を通知しなければなりません。この通知を「代表者選任通知」といいます。（用紙は、区画整理課及び佐野六木土地区画整理地区事務所にあります。）

夫婦で共有している場合も、権利の行使をするには「代表者選任通知」の提出が必要です。（既に提出済の方は、再度の提出は不要です。詳しくは、区画整理課に

確認願います。）ただし、共有者がそれぞれ単独に宅地を所有している場合は、宅地共有者としての選挙権、被選挙権はありません。

借地権の共同借地の場合も同様の取り扱いとなります。

「代表者選任通知」の提出期限は、選挙権については投票日当日（10月1日）まで（ただし、投票当日は混雑が予想されます。早めの提出をお願いします。）

被選挙権については、立候補届出期間内（9月11日）までです。

「代表者選任通知」には、共有されている方全員の署名・捺印（実印）と印鑑登録証明書の添付が必要です。

登記名義人である所有者、申告済みの借地権者が死亡している場合

この場合、相続人が権利を行使するには選挙人名簿縦覧期間（7月31日～8月13日）内に相続届（用紙は、区画整理課及び佐野六木土地区画整理地区事務所にあります。）を地区事務所に提出する必要があります。

3. 選挙人名簿作成基準日と名簿の縦覧について

選挙人名簿に登載された方だけが、選挙権・被選挙権を行使することができます。選挙人名簿を作成するための基準日を選挙人名簿作成基準日（平成29年7月17日）といい、この日に所有権、借地権のある方が名簿に登録されます。

名簿に記載された事項に誤りや記載漏れがあるときは、この期間中に異議の申し出をすることができ、その申し出が正当と認められたときは名簿が修正されます。

4. 立候補に必要な書類について

（1）個人の場合

立候補する場合・・・立候補届

推せんする場合・・・立候補推せん届及び立候補推せん届出承諾書

（2）法人の場合

立候補届又は立候補推せん届・立候補推せん届出承諾書の他に登記所発行の代表者の資格証明書及び印鑑登録証明書が必要です。（届出書類の印鑑は、印鑑登録をしたものを使用）

「立候補届」・「立候補推せん届」・「立候補推せん届出承諾書」の用紙は、区画整理課及び佐野六木土地区画整理地区事務所にあります。